

## 子どもの意見形成・表明支援事業実施要綱

令和6年7月17日 子ども未来局長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第17項に規定する意見表明等支援事業（以下「本事業」という。）の実施に關し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本事業は、法第27条第1項第3号及び法第33条第1項の措置がとられた児童に対し、児童の福祉に関する知識又は経験を有する意見表明等支援員（以下「アドボケイト」という。）が、利害関係のない第三者の立場から意見の形成及び表明の支援を行うことで、子どもの意見表明権の保障、権利擁護の推進及び強化を促進し、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できる（セルフアドボカシー）ように支援し、実現することを目的とする。

### (実施主体および指定法人への事業の委託)

第3条 本事業の実施主体は、札幌市とする。ただし、事業の運営については、利害関係のない第三者の立場を確保するため、適当な者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

2 受託者の指定にあたっては、公募による企画競争を行うこととし、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁）に基づき設置した企画競争実施委員会において選定された契約候補者を指定するものとする。

### (支援の対象者)

第4条 本事業における支援の対象となる者は、次の各号に掲げる児童とする。

- (1) 法第27条第1項第3号の措置により、法第7条に規定する児童福祉施設に入所している児童及び、法6条の4に規定する里親並びに法6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童
- (2) 法第33条第1項の措置が取られている児童

### (事業の内容)

第5条 本事業の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 意見形成・表明支援の実施

対象の施設へのアドボケイトの訪問及びその他適当な方法により、児童の意見形成・表明支援を実施する。なお、子どもが児童相談所等関係機関に伝えることに

同意した意見及び被虐待の疑いがある場合等、子ども又は他者の心身に危害が及ぶおそれがある内容の意見について、児童相談所等関係機関と共有するものとする。

(2) アドボケイトの養成

国が示すガイドラインに準ずる研修を実施し、アドボケイトを養成する。また、アドボケイトの養成および人材確保の観点から、効果的な研修・実習内容及び実施の方法について検討する。

(3) 研修・コーディネートの実施

児童養護施設等に対し、子どもの権利擁護に関する内容や、アドボケイトの役割に関する研修を実施し、子どもの権利擁護に関する普及・啓発を行う。

(4) 実施報告前各号に定める事業について、受託者は四半期毎に札幌市に報告するものとする。なお、(1)に定める事業の報告については、守秘義務に十分配慮したこと。

(5) 前号に定めるもののほか必要な事項